

令和7年
4月1日
から

東京都

東京都 カスタマーハラスメント防止条例 が施行されます!



人格を否定する言動



電話等での拘束、
わいせつな言動



長時間の居座り、
つきまとい行為



SNS等で顔や名札を晒す、
名指して中傷

こうした行為は、カスタマーハラスメントに該当する可能性があります!
働く人への意見や要望の伝え方を工夫するなど、
積極的にカスタマーハラスメントの防止に努めましょう。

このほか、就業者への身体的・精神的な攻撃、
威圧的言動、土下座の要求、執拗な(継続的な)言動や
差別的・性的言動、就業者個人への攻撃や嫌がらせ、
過度な商品交換・金銭補償・謝罪・その他
不可能な行為や抽象的な行為の要求も
カスタマーハラスメントに該当すると考えられます。

対等な立場に立ち、
お互いに尊重し合う持続可能な社会へ



NO TOKYO ノーカスハラ
支援ナビ



東京都産業労働局 雇用就業部 労働環境課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号
東京都庁第一本庁舎21階